



事務連絡
平成 21 年 2 月 12 日

都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

年度末に向けた義肢等補装具に係る適正な事務処理の徹底について

義肢等補装具の支給に当たっては、会計機関と連携の上、下記の事項に留意し、年度末に向けた適正な事務処理の徹底をお願いします。

記

- 1 会計法令上、義肢等補装具の支給に関し、本年度中に行った支出負担行為に対しては本年度中に検収を完了しなければならないところである。
したがって、義肢、車いす等発注から納品まで相当期間を要するものについては、発注予定業者に対し、発注前に納品予定期日を照会し、3月31日までの納品が可能であるかを必ず確認すること。
- 2 1の確認の結果、3月31日までの納品が確実でない場合には、申請者に対し、会計法令の趣旨を丁寧に説明の上、年度内の発注が不可能である旨を説明すること。
ただし、年度内の納品が確実な業者を申請者が選択できる場合は、当該業者を選定するよう申請者に依頼しても差し支えない。
- 3 発注後の事案についても、納期に相当期間を要すると見込まれるものについては、直ちに発注業者に納品予定期日を確認し、3月31日までの納品を必ず確約させるとともに、随時、状況を照会し、発注業者に確約の履行を徹底させること。